

さいたま市障害者就労施設等からの物品等の優先調達に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市障害者就労施設等からの物品等の優先調達に関する要綱（以下「要綱」という。）に関する取扱いについて規定するものとする。

(障害者等)

第2条 要綱に規定する障害者及び要綱第3条第1項第2号に規定する事業所における労働者に、当該事業所の経営者及び役員は含まない。

(優先調達対象者の登録申請)

第3条 要綱第5条に規定する優先調達対象者の登録申請は、要綱第3条第1項第2号に掲げるものについては優先調達対象者登録申請書（様式第1号）を、同条第1項第3号に掲げるものについては優先調達対象者登録申請書（様式第2号）を、障害者雇用状況計算書（様式第3号）を添付した上で4月1日から認定を希望する場合は同年2月1日から2月末日までの間に、年度途中からの場合は希望する月の1か月前までに市長に提出するものとする。登録の決定後、翌年度の4月1日より続けて登録を希望する場合は、当該年度の2月1日から2月末日までの間に市長に提出するものとする。

2 要綱第3条第1項第2号の規定により登録申請することができる事業所とは、当該年度を有効とするさいたま市競争入札参加者名簿に登載されている者とする。

(優先調達対象者の登録等)

第4条 要綱第6条第1項に規定する登録の通知は優先調達対象者登録通知書（様式第4号）により、同条第2項に規定する不適合と認めたときの通知は優先調達対象者不登録通知書（様式第5号）により行うものとする。また、優先調達対象者に登録した企業については、優先調達対象者登録名簿（様式第6号）を作成するものとする。

2 既に登録している内容に変更が生じた場合は、障害者就労施設等に係る変更登録申請書（様式第7号）を提出させるものとする。

(実施調査等)

第5条 前条に基づき登録の通知をした優先調達対象者に対して、申請書に記載された障害者の雇用状況等の内容を確認するため、必要に応じて現地調査を実地する。

2 調査の結果、要綱第9条各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録の取消通知書（様式8号）を送付することにより、登録の取消を行う。

(庶務)

第6条 優先調達対象者の登録に関する庶務は、保健福祉局福祉部障害支援課が行う。

附 則

この要領は、平成26年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。